

医療保険 料金表

(ア) 訪問看護基本療養費		利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費(Ⅰ)					
週3日目まで	注1	5,550円	560円	1,110円	1,670円
	(准看護師)	(5,050円)	(510円)	(1,010円)	(1,520円)
週4日目以降	注1	6,550円	660円	1,310円	1,970円
	(准看護師)	(6,050円)	(610円)	(1,210円)	(1,820円)
訪問看護基本療養費(Ⅱ) 同一建物居住者2名への訪問					
週3日目まで	注1	5,550円	560円	1,110円	1,670円
	(准看護師)	(5,050円)	(510円)	(1,010円)	(1,520円)
週4日目以降	注1	6,550円	660円	1,310円	1,970円
	(准看護師)	(6,050円)	(610円)	(1,210円)	(1,820円)
訪問看護基本療養費(Ⅱ) 同一建物居住者3名以上への訪問					
週3日目まで	注1	2,780円	280円	560円	830円
	(准看護師)	(2,530円)	(250円)	(510円)	(760円)
週4日目以降	注1	3,280円	330円	610円	980円
	(准看護師)	(3,030円)	(300円)	(610円)	(910円)
訪問看護基本療養費(Ⅲ)					
外泊時		8,500円	850円	1,700円	2,550円

(イ) 訪問看護管理療養費		利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護管理療養費					
月の1日目の訪問の場合		7,400円	740円	1,480円	2,220円
月の2日目以降の訪問の場合		2,980円	300円	600円	890円

(ウ) 加算		利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
夜間・早朝訪問看護加算		2,100円/回	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算		4,200円/回	420円	840円	1,260円
24時間対応体制加算		6,400円/月	640円	1,280円	1,920円
緊急訪問看護加算		2,650円/日	270円	530円	800円
特別管理加算(重症度等が高い)		5,000円/月	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算(上記以外)		2,500円/月	250円	500円	750円
退院時共同指導加算		8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算		6,000円	600円	1,200円	1,800円
難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
複数名訪問看護加算	注1	4,500円	450円	900円	1,350円
	(准看護師)	(3,800円)	(380円)	(760円)	(1,140円)
長時間訪問看護加算		5,200円/回	520円	1,040円	1,560円
訪問看護情報提供療養費1					
訪問看護情報提供療養費2		1,500円/回	150円	300円	450円
訪問看護情報提供療養費3					
在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000円	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算		2,500円	250円	500円	750円
乳幼児加算		1,500円/日	150円	300円	450円
訪問看護ターミナルケア療養費1		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護ターミナルケア療養費2		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円

(エ) その他自費	
交通費	事業の実施地域内 : 500円 その他地域 : 事務所からの距離に100円を乗じた金額。または、公共交通機関実費。
お別れの処置	10,000円
保険給付対象外サービス	医療機関受診の付添(医師への説明を伺い、御本人・ご家族への説明まで含む)1時間当たり1,600円 (交通費は実費を頂きます)

注1 保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合

<p>夜間・早朝訪問看護加算 / 深夜訪問看護加算</p> <p>夜間（18時～22時迄の時間）・早朝（6時～8時迄の時間）に訪問した場合は夜間・早朝訪問看護加算を算定。深夜（22時～翌6時迄の時間）に訪問した場合は深夜訪問看護加算を算定。</p>
<p>24時間対応体制加算</p> <p>必要に応じて緊急の訪問看護を行うことが出来る体制にある時、月に一回算定。</p>
<p>緊急訪問看護加算</p> <p>主治医の指示により、緊急の訪問を行った場合に算定。</p>
<p>特別管理加算（重症度等が高い）</p> <p>在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている。または、気管カニューレ・留置カテーテルを使用している場合に算定。</p>
<p>特別管理加算（上記以外）</p> <p>①在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈管理栄養指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅持続用圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症管理指導管理・在宅人口呼吸指導管理を受けている者。②人工肛門または人工膀胱を設置している者。③真皮を超える褥瘡にある者。④在宅患者訪問点滴注射管理指導科を算定しているいずれかの場合に算定。</p>
<p>退院時共同指導加算 / 特別管理指導加算</p> <p>医療機関等に入院・入所中の利用者または家族に対して、主治医または施設職員とともに療養上の指導を行った場合に算定する。尚、特別な管理が必要な者（概ね上記の特別管理加算対象者）に対して行った場合は、特別管理指導加算が追加される</p>
<p>退院支援指導加算</p> <p>退院する日に看護師等が療養上の指導を行った場合に算定。</p>
<p>難病等複数回訪問加算</p> <p>1日に2回以上訪問した場合に加算を算定。</p>
<p>複数名訪問看護加算</p> <p>看護職員が、看護師等と同時に訪問看護を行った場合に算定。</p>
<p>長時間訪問看護加算</p> <p>1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合に週一回算定。</p>
<p>訪問看護情報提供療養費</p> <p>市町村等や学校や入院・入所先に対して、訪問看護の状況を示す文書を添えて、情報提供した場合に算定。</p>
<p>在宅患者連携指導加算</p> <p>訪問診療を実施している医療機関と文書等による情報共有を行い、看護師等がそれを踏まえた療養上の指導を行った場合、月一回に限り算定する。</p>
<p>在宅患者緊急時等カンファレンス加算</p> <p>利用者の急変等に伴い、医師の求めにより、介護支援専門員、薬剤師、看護師等が共同で患家を訪問しカンファレンスに参加し、療養上必要な指導を行った場合に算定する。</p>
<p>看護・介護職員連携強化加算</p> <p>看護・介護職員連携強化加算は、訪問看護事業所の看護職員が、訪問介護事業所の訪問介護員等に対し、たんの吸引等の業務が円滑に行われるよう、たんの吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時等の対応についての助言を行うとともに当該訪問介護員等に同行し、利用者の居宅において業務の実施状況について確認した場合、又は利用者に対する安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議に出席した場合に算定する。</p>
<p>乳幼児加算</p> <p>乳幼児に対して訪問看護を行った場合に算定する。</p>
<p>訪問看護ターミナルケア療養費</p> <p>看護師等が、死亡日および死亡日前14日以内に2回以上訪問看護を実施し、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者および家族等に対して説明をしたうえでターミナルケアを行った場合に算定する。</p>